

## 青の煌めきあおもり国スポ六戸町実行委員会郵便入札実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、青の煌めきあおもり国スポ六戸町実行委員会(以下「実行委員会」という。)が締結する契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)について、入札書および積算内訳書等(以下「入札書等」という。)を郵送する方法による入札(以下「郵便入札」という。)の執行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象案件)

第2条 競争入札を実施する案件は、郵便入札により実施するものとする。ただし、郵送することが困難な場合又は郵送することが合理的でない場合等においては、持参も認めるものとする。

### (入札書等の提出期限)

第3条 競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)は、競争入札を実施する旨の公告又は通知(以下「公告等」という。)で指定する提出期限までに到達するように入札書等を提出しなければならない。

### (費用の負担)

第4条 入札書等の提出に係る費用は、競争入札の結果に関わらず、入札参加者の負担とする。

### (入札書等の郵送方法)

第5条 入札書等を送付する場合は、一般書留、簡易書留、特定記録のいずれかにより郵送しなければならない。

2 前項の規定により入札書等を送付する場合は、案件名および入札参加者の名称を記載した内封筒に入札書等を封入、封かんしたうえで郵送用の外封筒に封入し送付するものとする。

3 前項の外封筒は、宛て先を「青の煌めきあおもり国スポ六戸町実行委員会事務局」とし、表側に「入札書在中」と朱書きするとともに、入札参加者の住所および名称を記載しなければならない。

4 複数の案件の入札書等を1つの外封筒に封入し送付する場合は、内封筒は必ず案件ごとに作成し、封入・封かんするものとする。

(入札書等の保管方法)

第6条 入札書等が到達したときは、郵送用の外封筒を開封して入札書等を封かんした内封筒を確認し、これを開札日時まで実行委員会事務局において厳重に保管するものとする。

2 到達した入札書等は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

(入札の辞退)

第7条 入札参加者が、入札を辞退しようとするときは、入札辞退届を提出しなければならない。ただし、入札書等の到達後の入札辞退は認めないものとする。

(入札書の失格又は無効)

第8条 規則に規定するもののほか、入札書等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札を失格又は無効とする。

(1) 第3条の提出期限までに到達しなかったときは失格とする。

(2) 第5条に規定する提出方法によらずに送付されたときは無効とする。

(3) 1件の入札につき同一の者が2通以上の入札書等を提出した場合は、いずれの入札書等も無効とする。

2 前項の規定により無効とされた入札書等は、返却しないものとする。

(開札)

第9条 開札は、あらかじめ指定した日時および場所において、六戸町契約事務担当課職員立会いのもと執行するものとし、入札参加者の立ち合いは要しないものとする。

2 開札の結果、最低の価格をもって入札した者(以下「同一価格者」)が2以上いるときは、落札者又は落札候補者(以下「落札者等」という。)の決定を保留し、同一価格者によるくじ引きにより落札者等を決定するものとする。

3 前項の場合において、同一価格者が参集しないとき又は参集してもくじを引かないときは、同一価格者に代わって当該入札事務に関係のない六戸町職員にくじを引かせるものとする。

(落札者等への通知)

第10条 落札者等を決定したときは、速やかにその旨を当該落札者等に連絡するとともに、入札結果を公表するものとする。

(入札の延期等)

第11条 会長は、郵便入札において必要があると認めるときは、入札の延期およ

び中止並びに取消しをすることができる。

(その他)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、郵便入札の執行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年3月1日から施行する。